

監査品質のマネジメントに関する年次報告書
(2024年7月～2025年6月)



目次

I . 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要	1
1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ	1
2. 事務所概要	2
II . 経営管理の状況等	4
1. 品質管理基盤	4
2. 組織・ガバナンス基盤	8
3. 人的基盤	9
4. IT 基盤	11
5. 財務基盤	13
6. 国際対応基盤	14
監査品質の指標（AQI）	15
監査法人のガバナンス・コード適用状況	16

I. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

企業活動が国際的になり、IT技術の発展や内部統制の厳格化など、すべてに対して高度な監査品質が求められています。監査人には、企業の構造や機能、リスクを熟知し、理解していく知見、それに基づいて企業として見つけにくい異常点も発見する現場力、問題発見力が求められます。この力を産み、支えているのは、公正な監査により社会の期待を超えていきたいという志と、それを支えるチームワークに他なりません。一人ではできない共同作業が多いため、法人内外での幅広いコミュニケーション能力も必要です。企業の仕事にひとつでも不備があると、法人としての品質の全体が不備とみなされます。投資家や社会の皆さんに安心・安全を提供するために「信頼の絆」をしっかりと広げ、深めていきたい、私たちはそう考えております。

代表社員 松永 幸廣



(監査品質へのコミットメント)

クライアントの財務報告の適正性を保証するという社会からの期待に応えるためには、監査業務の品質への信頼こそ、最も重視されるべきものと考えております。

品質への信頼性の追求には終わりがなく、常に改善・探求していくものであり、それは監査チームの慎重な判断や手続きに基づくだけでなく、法人内外の他者からみて納得感のあるものであるかという視点を持つことが重要と考えております。

監査業務への取り組みは、高い倫理観と独立性をもって取り組むことが必要ですが、何より誠実にクライアントと向き合っていくことが、公正不偏の態度につながり、社会的責任

を果たすことになると考えております。

また、法人として高い品質に取り組めるように、人的資源・テクノロジー資源・知的資源といった監査に必要な資源を、クライアント業務の状況に見合うよう十分に確保することが、監査品質の向上のみならず、法人構成員の能力発揮や幸福感につながり、そういう環境を整えることが、職員の意欲向上と長期的な経験や知識の蓄積となるものと考えております。

2. 事務所概要

法人名 mc21 監査法人

設立 2023年8月4日

代表社員 松永 幸廣

所在地 京都市中京区蛸薬師通烏丸西入る橋弁慶町 227 第12長谷ビル7階

理念 Beloved Professionals

監査の原点を思うプロフェッショナルファーム、信頼される Beloved Professionals でありたいと思っています。

監査という仕事の原点は、人からの信頼と人への敬愛を尊重するプロフェッショナル集団でありたいと考えています。

法人名である「mc21 監査法人」の由来

会計監査は、もともと英国で 19 世紀半ばに会社法が変更され、株主による貸借対照表監査が義務付けられたところから始まったといわれます。株主要件は 10 年ほどでなくなり、専門家による会計監査の制度は、20 世紀が始まる頃にアメリカに渡っていました。ロバート・H・モントゴメリーはそうした時代の会計監査創始者の一人で、最初に監査論を書いた人でもありました。

そのモントゴメリーがシニアパートナーをつとめた事務所では、新しいスタッフに「毎日一つでもいいので人の役に立つことを見つけて来なさい」と教えていたそうです。その若者の一人はのちに大きな事務所の代表になり、80 歳くらいになった時にアメリカで講演をしてその話を語ってくれました。

また、日本で監査法人を創業し、当法人の代表社員に影響を与えた公認会計士である宮村久治は「信頼の絆」を重要視してきました。

アメリカと日本それぞれの会計監査創業者の思いを 21 世紀にも活かしてみたい、監査法人、プロフェッショナルファームの原点にあらためて立ち返りながら仕事をしてみたい、それが、mc21 監査法人の出発点です。モントゴメリー、宮村、ともに m の頭文字で、そこに集う仲間（company）の意味を加えて、mc21 という法人の名称としております。

【監査対象会社の属性別の数】

(1) 監査証明業務の状況

2025年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	1社	1社
②金商法監査	1社	-
③会社法監査	4社	2社
④学校法人監査	-	-
⑤労働組合監査	-	-
⑥その他の法定監査	2社	-
⑦その他の任意監査	-	-
計	8社	3社

(2) 非監査証明業務の状況

2025年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
非監査証明業務	1社	1社

II. 経営管理の状況等

1. 品質管理基盤

品質管理の方針

当法人では、「監査の品質管理規程」を定めております。本規程は、当法人のすべての監査業務に適用されるものであり、当法人の監査業務の専門要員は、本規程に定める監査の品質管理に関する方針及び手続を遵守しなければなりません。また、当法人では、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理システムのモニタリング及び改善に関するプロセスを定めており、当該プロセスには、完了した監査業務の検証等が含まれます。

当法人の品質管理システムは、代表社員が最高責任者として最終的な責任を負っており、品質管理のシステムに関する整備及び運用に関する責任は品質管理責任者が負っております。

上記責任を果たすための十分な時間を確保するために、品質管理に要する業務時間の計画を策定し、実績時間と比較して差異がある場合には理由を特定し翌年度の計画に活用しております。

監査品質を維持向上していくための体制

①リスク評価プロセス

当法人は、監査の品質目標を設定するとともに品質リスクを特定して評価し、品質リスクに対処するための対応策を毎期検討することとしております。また、これを実施するためには、リスク評価プロセスを構築し、実行することとしております。リスク評価は、反復的なプロセスであり、新たなリスクが確認された場合には、リスク評価は更新されることになります。

②ガバナンスとリーダーシップ

- ・代表社員が公共の利益に資する監査事務所の役割について、組織風土の醸成を目的として専門要員に対して定期的に説明しております。
- ・経営意思の決定機関は、社員会がこれにあたり特定の社員に権限を集中することなく社員間の協議及び相互牽制によりガバナンスの強化を図っております。

- ・社員会では、独立した立場から監視・助言する諮問委員を選任することで、ガバナンス体制の強化を図っております。

③職業倫理の遵守及び独立性の保持の方針及び手続

・職業倫理について

当法人及び専門要員が監査業務に関する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するため、当法人としての方針及び手続を定めております。

監査責任者は、当法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに専門要員がこれを遵守していることを確かめています。

・独立性について

当法人及び専門要員が倫理規則等で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するため、独立性の保持の方針及び手続を定めております。

また、当法人及び専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、独立性の保持に関する確認書の提出を求めております。

独立性の確認書回答率は100%で、違反件数は0件です。

・担当者の長期間の関与に関する方針及び手続

公認会計士法上の大会社等の業務執行社員については、パートナーの専門分野、経験、業務量及びローテーション計画の円滑な推進などに配慮し、監査業務の品質が確保できるよう留意して、最長任期を7会計期間とし、クーリングオフ期間を2会計期間（筆頭業務執行責任者は5会計期間）と定め、ローテーションを実施しております。

なお、当法人では審査担当者による審査制度を導入しており、審査担当者の任期等についても、最長任期を7会計期間とし、クーリングオフ期間を3会計期間と定めております。

④監査契約の新規受嘱及び更新

監査契約の新規受嘱及び更新に際して監査契約の締結に伴うリスクの程度を評価し、その評価結果について、新規受嘱については社員会の承認を受け、更新については審査担当者の同意を得て、受嘱及び更新の可否を決定しております。

新規受嘱の増加に対しては、人的資源等の十分性をアサインメント計画、ローテーション計画、事業計画により慎重に検討し、人材確保や研修体制等を整えるということに努めています。

⑤監査チームの選任

監査責任者は、各監査業務に十分かつ適切なリソースを割り当てる責任を負います。監査リスク等を踏まえて、監査の実施過程を通じて業務の指揮、監督に対しての適切な責任を負う者を選任し、各人が監査の専門家として正当な注意を払う職業的懐疑心を適切に発揮できるように、各人の被監査会社の業界に関する知見、監査業務の経験及び業務量等を考慮したチーム編成となるよう配慮しております。

⑥監査業務の実施

当法人は、「監査に関する品質管理基準」及び品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」に準拠して「監査の品質管理規程」を整備し、個々の監査業務の実施における品質を合理的に確保するための方針及び手続を定めております。

また、監査マニュアル及び監査ツールを整備して専門要員に使用させることにより個々の監査業務の品質が均一に保たれることを確保しております。

⑦専門的な見解の問合せ

適切な判断が困難な重要事項を解決するため、専門的な問い合わせに関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めて運用しております。

具体的には、審査担当社員との協議、当法人外の専門的な知見を有する助言者への問い合わせ、入手した見解を参考に再度検討したうえで審査担当者の同意を得る方法により対処しております。

⑧監査業務の審査

当法人は、監査チームが策定した監査計画、監査手続、重要な監査上の判断、監査意見を客観的に評価するために、監査業務ごとに審査担当社員を選任し、審査を実施することとしております。

⑨監査事務所間の引継ぎ

当法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するため、監査人の交代に関する監査業務の引継に関する方針及び手続を定めて、これに従い実施しております。

⑩品質管理システムのモニタリング

当法人は、品質管理システムが有効に運用されていることを合理的に確保するため、品質管理システムに関する日常的監視及び完了した監査業務の検証を実施しております。

完了した監査業務の検証のサイクルは、通常3年を超えない期間とし、一つの検証のサイクルの中で、一人の監査責任者に対して少なくとも一つの監査業務を検証の対象として選定することとしております。

日常的監視及び完了した監査業務の検証の結果、識別した不備があった場合、品質管理責任者は、重要な改善を要する事項であるか否かを判断し、重要性が高いと考えられる不備については、是正方針を定め、監査責任者等に当該不備と決定した是正方針を伝達し、速やかに是正措置を講じることを求め、その遂行状況を確認することとしております。

2. 組織・ガバナンス基盤

当法人では「無限責任監査法人」を採用し、パートナー相互間の監督・牽制を基礎とするとともに、重要事項について社員会で協議・決定するガバナンス体制を構築しております。

また、社員会を独立した立場から監視・助言する諮問委員を選任することで、ガバナンス体制の強化を図っております。

・社員会

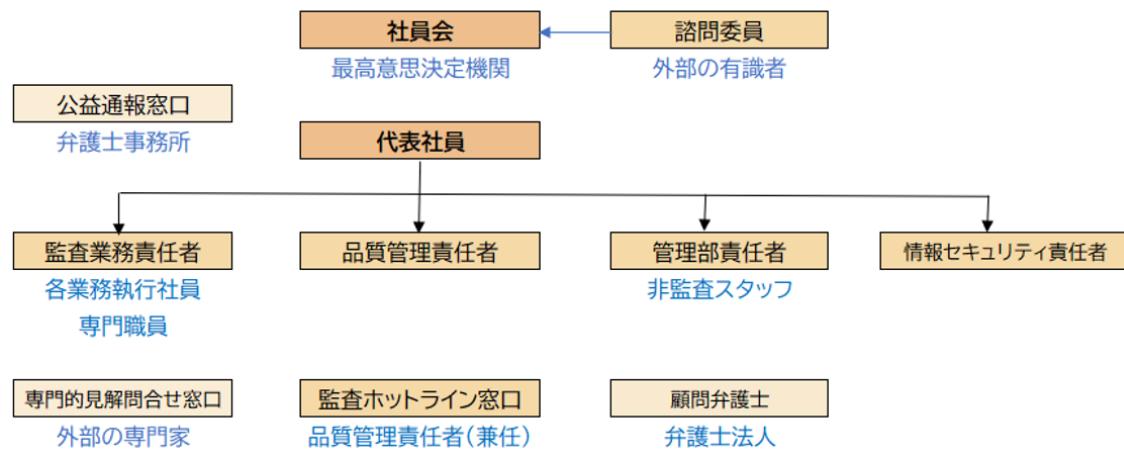
社員会は、全てのパートナーで構成される当法人の最高意思決定機関であり、法人の運営や品質管理に関する重要な事項を決定します。

当法人では、毎月開催を原則としながら、必要に応じて機動的に開催することで、パートナー間の情報共有、適時の協議を行えるようにしております。

・代表社員

代表社員は、総括責任者として当法人を代表し、社員会の決定に基づいて業務を執行します。

【組織図】



・非監査業務の提供

当法人の主な提供業務は監査業務になりますが、独立性や倫理規則に抵触しない範囲で非監査業務の提供も行っております。

非監査業務に関する契約を締結する前には、独立性等の問題がないことを確認したうえで受嘱する体制を構築・運用しております。

3. 人的基盤

高品質な監査業務の提供を達成するためには、専門職員に十分な業務実施時間及び研修時間を提供すること、そして常に意欲的に業務に臨める心身の状態を維持することが不可欠と考えております。

- ・職階別の人数、常勤・非常勤、公認会計士（有資格者）の区別

当法人の人才は下記の通りで、常勤職員で構成されております。ITの専門知識を有する者を含め多様な人材の採用を積極的に進めております。

監査チームの編成の際には、監査リスク等を踏まえて、リスクに適した対応ができるよう、各人の専門性、被監査会社の業界に関する知見、監査業務の経験及び業務量等を考慮したチーム編成となるよう努めております。

区分	資格	2025年6月
社員	公認会計士	5名
職員	公認会計士	2名
	公認情報システム監査人	1名
	その他の監査補助職員	8名
	その他の事務職員等	1名
合計		17名

- ・研修に対する方針、体制、実績

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力および経験並びに求められる職業倫理を備えた専門要員を十分に確保するため、専門要員を対象に、専門的知識・能力の習得、職業的専門家としての資質の養成、および監査マニュアルの有効な運用等に関し、専門研修を計画的に実施しております。また、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例等に関する知識を習得し、実務で職業的懐疑心を発揮できるようにディスカッションを交えた教育・訓練の機会を提供しております。

当法人の研修運営方針として、年間 40 単位分の研修を義務付けており、2025 年 6 月期において全職員が義務を履行しております。

- ・人事に関する方針（採用方針、人事制度、人事評価等）

当法人は、その成長と品質の維持向上のために、優秀な人材の採用と育成が重要であることを認識し、採用と育成に取り組んでおります。

働き方に関する価値観が多様化する中、柔軟な人事制度を運用することで、人材の定着率の向上を図っており、リモートワークの活用、有給休暇の取得を促進し、ワーク・ライフバランスを図ることを目指しております。

当法人は、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守することや監査業務を通じて問題点や改善点を発見することを重視した評価をすることとしております。

- ・リソースの十分性

当法人には、監査に携わる職員が 16 名在籍しており、現時点での監査対象会社数に対してのリソースは十分であると考えております。

また、一定の研修の下に重要な判断業務を伴わない監査業務の作業サポートをするスタッフが関与することで、会計士等が専門性の高い領域に集中できるようにしております。

監査業務の遂行に必要な時間を実際に確保しているかどうかについては、監査責任者が定期的にモニタリングを行っております。

- ・女性比率

女性の活躍推進が当法人の持続的成長のために必要不可欠と考えており、そのためには女性の比率を上昇させることが重要と考えております。現時点での全体に占める女性の割合は、64.7%となっております。

- ・人材の確保に向けての方針

監査品質向上のために、人的資源を確保する方法として、実務経験者を中心とした人材採用を実施しております。

兼業、副業については、各職員へ申告を求めており、独立性や利益相反、倫理規則の問題がないかを確認して認めるとしております。監査業務においては、会計や監査に関する知識だけでなく、幅広い知識が必要であり、被監査会社の属する業界や一般的な経済環境の知識、経営者や監査役等とのコミュニケーションスキルなど、兼業や副業で得た知識等も監査業務に有益であると考えております。

4. IT 基盤

・IT デジタル化に対する基本的な方針

急速な IT テクノロジーの発展はビジネス環境に大きな変化をもたらしています。

監査業界においても IT テクノロジーの発展に伴い、社会から求められる期待が変化し続けています。

当法人は、この期待に応えるため、セキュリティレベル、監査品質の維持、向上のための IT 投資を積極的に行う方針としております。

・IT インフラ

当法人では、場所にとらわれない働き方を推進しており、構成員の約 3 分の 1 は関西地方以外で勤務しております。

多様な働き方のニーズに対応するため、リモートコミュニケーションツール、高いセキュリティレベルを確保したクラウドストレージによるリアルタイムでのデータ共有を行っております。

さらに効率的、効果的に業務を行うため、電子監査調書システム「AQuA」、電子確認状システム、データ分析ツールを導入しております。

今後も IT ツールを活用し、多様な働き方の実現と高品質な監査の実施を継続して行ってまいります。

・情報セキュリティ

当法人では、セキュリティ対策として、下記事項を記載した「情報セキュリティ関連規程」を制定し、構成員への周知、徹底を行っております。

1.組織的対策

2.人的対策

3.情報資産管理

4.アクセス制御及び認証

5.物理的対策

6.IT 機器利用

7.IT 基盤運用管理

8.情報セキュリティインシデント対応及び事業継続管理

9.テレワークにおける対策

当法人では、全ての職員にパソコンを貸与しており、個人所有のパソコンでの業務を許可していません。

業務は、在宅勤務をベースとし、パソコン紛失等による情報漏洩を防止するため、パソコンのハードディスクへのデータ保存、USB 等の電子媒体の利用ができないようにパソコンを制御しております。

また、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ担当者による定期的なモニタリングを実施しております。

監査調書を作成する環境として、電子監査調書システム「AQuA」(AWS 環境に VPN 接続)を採用しており、セキュアな IT インフラが整備されております。

さらなるインシデント対策として、ISO/IEC 27001 及び ISO/IEC 27017 を取得している AWS 以外のクラウドベンダーとも契約を締結しており、インシデントを未然に防ぐ予防策とインシデント発生後の対応策の 2 つの観点からの対応を確立しております。

5. 財務基盤

・財務基盤の状況

当法人は、設立2期目であり、法人事務所としての品質管理に関する投資等が先行しているため、損失を計上している状況にありますが、今後の監査業務の受嘱見込みや人的資源の確保等に関する事業計画を作成し、財務的基盤の早期安定化に取り組んでおります。

・報酬依存度に関する考え方

監査意見を表明する会計事務所等の総収入のうち、特定の依頼人からの総報酬が占める割合が高い場合、独立性を阻害する要因となる懸念が生じます。そのため、倫理規則では公認会計士法上の大会社等への報酬依存度が2年連続して15%を超える場合、必要な対応を行うことが要求されています（公認会計士法上の大会社等以外は、5年連続して30%を超える場合に対応が必要になります）。

当法人では、特定の監査対象会社で、報酬依存度が高い状況にあるため、今後の監査業務の受嘱見込み等に基づく事業計画を作成し、報酬依存度を下げていくように取り組んでおります。この計画に基づいた場合、5年以内に報酬依存度が15%を超える状況は解消される見込みです。

公認会計士法上の大会社等で、2年連続して15%を超える状況が生じた場合には、当法人の構成員でない公認会計士による監査意見表明前のレビューを受けることで、独立性の阻害要因を低減できるかを判断し、必要な対応を行うこととしております。

6. 国際対応基盤

1. 海外子会社等の監査

現時点で、重要な海外子会社を有する監査対象会社はありませんが、今後、海外子会社等の監査を行うこととなり、構成単位の監査人を利用する場合には、監査基準報告書 600 に従った対応を行います。

2. グローバルネットワークへの加入状況

現時点で、グローバルネットワークには加入しておりません。

3. グローバル人材

米国の大手監査法人の監査責任者であった者や、米国公認会計士合格者が在籍しており、海外子会社等の監査人とも十分にコミュニケーションをとれる体制を整えております。

監査品質の指標（AQI）

mc21監査法人では、監査品質向上に継続的に取り組んでいます。
その方針決定や成果測定にあたり、監査品質に影響を及ぼす要因として重視している情報を、監査品質の指標（AQI : Audit Quality Indicator）としてご紹介します。

品質管理基盤

独立性調査の回答率

100%

独立性調査の違反率

0%

組織基盤

社員会の開催回数

16回

人的基盤

女性職員の割合

64.7%

CPD 取得義務達成率

100%

IT 基盤

電子監査調書システム利用率

(直近1年の契約案件)

100%

誓約書提出率

(情報セキュリティに関する誓約書)

100%

監査法人のガバナンス・コード適用状況

原則	【監査法人が果たすべき役割】	
1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に發揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
No	指針	対応状況
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	<p>代表社員は、監査業務の品質への信頼こそ、最も重視されるべきものであることを、監査事務所の最高責任者からのメッセージ（P1 監査品質へのコミットメント）にも掲げております。</p> <p>また、すべての社員・職員に対し、代表社員から監査品質を重視する旨のメッセージを会議等で発信しています。</p>
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	<p>当法人では「フィロソフィー」と「行動指針」を定めており、すべての社員・職員は下記の考え方に基づいて行動しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人のために仕事をすること（利他の考え方） 2 人を敬愛すること（愛情の必要性） 3 人を得心させること、正直であること、誠実であること（人徳の必要性） 4 人のためになることを発見していくこと（発見の必要性） 5 行動する前に納得すること、理解していること（自己への誠実性） 6 事実と判断を明確に区分すること（論理性の基礎の必要性）
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懷疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・發揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	監査品質を最優先とするということが当法人の方針であり、この方針を、構成員の評価、報酬及び昇進等の人事に関する方針及び手続に反映させております。
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	知見を共有するためのディスカッションの機会を日々持つとともに、経験の長さや職階に関わらず考えを発言できるような組織文化、風土の形成に取り組んでおります。

1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方について、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	当法人は監査業務を中心としておりますが、非監査業務を受嘱する場合には監査業務への影響を法人として検討し、特に独立性の阻害要因とならないか慎重に対応しております。 兼業、副業については、各職員へ申告を求めており、利益相反にならないかの確認、独立性に抵触しないことを確認しております。
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	グローバルネットワークには加盟しておらず、現時点での加盟の予定もございません。また、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っておりませんので、本指針は適用対象外となります。
原則	【組織体制の強化】	
2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。	
No	指針	対応状況
2-1	監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当法人の経営機関は社員会になります。社員会はすべての社員で構成されており、組織的な運営を行うため毎月定期的に開催するとともに、迅速な意思決定ができるよう臨時の開催も行っております。
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	重要な事項に対する監査判断については、適正な判断が行われているか確認する審査制度を構築しており、内容によっては、外部の専門家の見解を問合せすることを義務付けております。
	・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析	当法人では、被監査会社の理解を深めることが最も重要と考えております。被監査会社の業界共通の情報を適時に入手、分析し、被監査会社のビジネスそのものを全体

	や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	的に見る視点をもつことで、経営環境の変化による影響を適切に把握し、経営者と深度ある意見交換が可能になると考えております。
	・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力および経験並びに求められる職業倫理を備えた専門要員を十分に確保するため、専門要員を対象に、専門的知識・能力の習得、職業的専門家としての資質の養成、および監査マニュアルの有効な運用等に関し、専門研修を計画的に実施し、人事評価においても成長を評価しております。 P9 人的基盤・研修に対する方針、体制、実績 参照 (評価) 指針 4-2 参照
	・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備	働き方の多様化に伴い、web 会議やクラウドサーバー、グループウェアを活用することにより、時間や場所に制約されない監査業務の実施を進めております。これらの変化は法人内だけでなく、被監査会社との対応でも同様であり、適時の必要なコミュニケーション実施、資料・情報入手を可能にしております。 監査手続においても、信頼性を確認したデータ入手することで、CAAT による効果的・効率的な分析・抽出を行うことを進めております。 より効率的に監査を行うため、AI の利用も検討しており、利便性、安全性の観点から整備を進めております。
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	法人の組織的な運営をおこなうため、会計や監査の実務以外も含めた各社員の専門性や経験、経歴等をもとに、社員会で検討して重要な人員を選任しております。
原則	【経営機能の監督・評価】	
3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
No	指針	対応状況
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、そ	当法人では、当法人との関係を有しない独立した第三者として諮問委員を選任しております。諮問委員は、社員会に出席して経営機能の実効性を監督・評価し、年 1

	<p>の役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<p>回評価結果を報告することで、実効性の発揮を支援しております。</p>
3-2	<p>監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	<p>当法人との関係を有しない諮問委員の知見を活用しており、諮問委員は独立した第三者の立場から、公益的な役割について助言・提言を行います。</p> <p>諮問委員の独立性については、会社法における社外役員の要件や、日本証券取引所の「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」を参考に判断方針を定めております。</p>
3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	<p>法人外の有識者として諮問委員を選任しており、諮問委員は組織的な運営の実効性に関する評価への関与、重要な人事および報酬の決定に関する関与、監査の品質管理方針の決定に関する関与を行い、社員会にて助言・提言を行います。</p>
3-4	<p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<p>諮問委員は社員会への出席、社員会議事録や法人の意思決定に関連する資料の閲覧、パートナーや専門職員への質問を行うことができます。</p>
原則 4	<p>【業務体制の整備】</p> <p>監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	

No	指針	対応状況
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	監査の現場からの必要な情報等や、社員会での考え方は、随時開催される会議で情報共有しております。また、会計監査の品質の向上についての意見交換や議論を日々会議を設定して実施しております。意見交換や議論が積極的に行われるよう、全体的な会議以外に小規模での会議を実施しております。
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	当法人は、品質向上への取り組み、職業的懐疑心の発揮等、職業倫理や情報機器等の規定の理解・遵守への取り組み、専門知識と技術スキル（法令、基準、IT、語学等）の水準を鑑み、正当に評価することとしております。 職員に対しては、面談を年2回実施するとともに、社員による人事評価委員会を開催し、職員評価を行っています。
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	当法人では、構成員の配置について、構成員の経験や知見などを考慮して、適切に監査業務を遂行できるように、社員会で検討、決定しております。
	・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	会計監査に必要な幅広い知見や経験を獲得するため、監査の独立性に配慮しながら副業、兼業（社外監査役等）を認めていくことで、監査業務以外からの知見や経験を得ることができます。
	・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	監査の経験年数、その他の業種経験、ITスキル等、幅広い知見や経験を監査業務に生かすように監査チームに構成員を配置しております。
	・ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	構成員が十分に能力開発に取り組めるように、監査業務に係る時間が過度に大きくならないように、各構成員の監査業務時間を予め低く設定することとしております。
4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	当法人では、被監査会社の理解を深めることが監査を進めるうえで最も重要と考えております。小規模監査人であることを活かし、監査責任者が被監査会社の経営幹部と理解をもとにミーティングを行うことで、深度ある議論が可能になると考えております。また、理解を深める

		ためには、経営者の意見や考えに耳を傾ける必要があり、このようなコミュニケーションの積み重ねが、率直な意見交換を行う関係を築いていくものと考えております。
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである	当法人では、ホームページに法人内外からの通報に対応する問合せ先を設けております。 公益通報制度として外部の弁護士法人が窓口となる外部通報窓口と、内部通報窓口を設置し公表しております。また、監査業務等の品質の向上を図るために、監査ホットラインを設置し公表しております。 通報者が不利益を被ることがないように内部通報に関する規程で定めており、通報された情報が適切に扱われ、検討されるよう方針及び手続を整備しております。
原則 5	【透明性の確保】 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
No	指針	対応状況
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	当法人では、本原則の適用の状況や、品質の向上に向けた取組みに関する報告書を、ホームページ上で開示します。 また、日本公認会計士協会のホームページ「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」に、代表社員による「監査品質の向上のための取組」に関する動画を掲載しております。
5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	トップの考え方や理念、法人設立趣旨等を伝えるため、ホームページ上で代表社員からのメッセージを開示しております。 また、法人の構成員に対しては、トップの監査品質第一の考え方を伝えるため、定期的に研修や会議で伝達しております。
	・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	行動指針を決定し、法人の構成員に伝達するとともに、研修や会議を通じて行動指針の意図することや背景を理解・浸透するよう取り組んでおります。

	<ul style="list-style-type: none"> 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI:Audit Quality Indicator) 又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 	<p>中長期的に目指す姿や AQI、監査の品質の向上に向けた取り組みについても、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」等で資本市場の参加者にも情報提供できるように取り組んでおります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 監査法人における品質管理システムの状況 	P4 品質管理基盤 参照
	<ul style="list-style-type: none"> 経営機関等の構成や役割 	<p>代表社員、社員会、諮問委員の役目を明確にし、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」等で情報提供できるようにしております。</p> <p>P8 組織・ガバナンス基盤 参照</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 	<p>当法人では、当法人との関係を有しない独立性を有する第三者として諮問委員を選任しております。選任にあたっては、監査業務やコンプライアンス等の知見や経験を考慮しております。</p> <p>諮問委員は、社員会等に出席して経営機能の実効性を監督・評価し、年1回評価結果を報告することで、実効性の発揮を支援しております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 	<p>P8 組織・ガバナンス基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非監査業務の提供 参照
	<ul style="list-style-type: none"> 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。) 	<p>電子監査調書システム(AQuA)、電子確認状システム、データ分析ツール、その他の IT ツールを利用し、効率的に監査に関する業務を行っております。</p> <p>IT ツールの利用にあたっては、「情報セキュリティ関連規程」を定め、効率性だけでなく、安全性も担保できるシステムやツール、運用を常に検討しながら、取り組んでおります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 	<p>P9 人的基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事に関する方針（採用方針、人事制度、人事評価等） 参照
	<ul style="list-style-type: none"> 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 	<p>P13 財務基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬依存度に関する考え方 参照

	<ul style="list-style-type: none"> ・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 	<p>海外展開する監査先の海外子会社等の監査に際しては、構成単位の監査人を利用する場合、監査基準報告書600に従い、以下の対応を取ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外子会社等の監査人の独立性・能力等を評価します。 ・海外子会社等の監査人に対する監査指示書等を独自に準備しております。 ・メール及びオンライン面談等により、海外子会社等の監査人と十分なコミュニケーションを図ります。 ・必要に応じて、海外子会社等に自ら訪問するとともに、現地の海外子会社等の監査人と面談することとしております。
	<ul style="list-style-type: none"> ・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<p>当法人では、独立した第三者として諮問委員を選任しており、社員会への出席、社員会議事録や法人の意思決定に関連する資料の閲覧、パートナーや専門職員への質問を通じて、監査品質の向上に向けた取組みの実効性を評価しております。</p>
5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 	<p>グローバルネットワークには加盟しておらず、現時点での加盟の予定もございません。また、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っておりませんので、本指針は適用対象外となります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） 	同上
	<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査の品質の確保やその持続的向上にし、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 	同上
	<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	同上
5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市	被監査会社に対して監査計画や監査結果の報告時に、品質管理体制を説明しております。

	<p>場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>株主、その他の資本市場の参加者等向けの意見交換の仕組みは無いものの、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を公表すると同時に、本報告書への資本市場の参加者等からの意見の問い合わせ窓口を当法人ホームページに設置しております。そこで収集された有益な情報を組織的な運営の改善に向け活用します。</p> <p>また、独立性を有する第三者として、諮問委員を選任しており、その知見を活用し、会計監査の品質向上に向けた取組みに役立てております。</p>
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	諮問委員による助言・提言も頂きながら、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を、年1回評価し、社員会へ報告しております。
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	株主、その他の資本市場の参加者等向けの直接的な意見交換の仕組みは無いものの、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を公表すると同時に、本報告書への資本市場の参加者等からの意見の問い合わせ窓口を当法人ホームページに設置しております。そこで収集された有益な情報を組織的な運営の改善に向け活用します。